

## 芳賀台地土地改良区役員等報酬 及び実費弁償に関する規程

### (適用)

- 第1条 役員及び総代の報酬は、この規程に定めるところにより支給する。  
2 役員、委員及び総代の職務のために要する費用弁償はこの規程に定めるところにより支給する。

### (定義)

- 第2条 実費弁償とは服務のために要する費用弁償で次の各号をいう。

- (1)費用弁償  
(2)宿泊料

### (支給額)

- 第3条 役員及び総代の報酬並びに役員、委員及び総代の費用弁償の支給額は、次に定める額とする。

(単位：円)

職名	報酬(年額)	費用弁償	宿泊料
理事長	70,000	5,800	10,000
副理事長	50,000	5,800	10,000
理事	25,000	5,800	10,000
総括監事	30,000	5,800	10,000
監事	25,000	5,800	10,000
委員		5,800	10,000
総代	12,000	5,800	10,000

- 2 役員及び総代の報酬の支払時期については、年度末とする。  
3 日当は1日の職務につき金額を支給するものとし、半日の職務については、2,900円を支給するものとする。  
4 旅費は、別に定める旅費規程による。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

平成21年3月 日より施行する。